

「テンプレート」等著作権侵害差止等請求事件：東京地裁平成24(ワ)24628・平成26年9月30日（民47部）判決〈請求棄却〉

### 【キーワード】

テンプレートの著作権，データベースの著作物の著作権，契約条項

### 【事案の概要】

1 前提事実（当事者間に争いが無いが，後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められることができる事実）は，次のとおりである。

(1) ア 原告（甲）は，企業の内部統制の構築及び監査を中心にした会計コンサルティング業務を行っている公認会計士である。

イ 被告（アイ・ティ・エル株式会社）は，ソフトの制作，販売等を営む株式会社であり，フィンランドのQPR社から，経営可視化支援ソフト「QPR Professional Manager」（以下「QPR」という。）などの販売権，日本語版の制作販売権等を取得し，このソフトやソフト用のテンプレートの販売等を行っている。

(2) QPRは，企業内の情報伝達経路や各部署の相関関係，業務のプロセスを視覚化し，複雑化する企業組織の現状を把握することを容易にし，各プロセスにおける業務文書の作成と管理を行えるようにすることで，組織の管理，合理化及び法適合性の確保等を可能にするためのソフトであり，フロー図をデータ化する機能を有し，フロー図の全ての図形をその前後の関係性から自動的にデータベースに登録し，このデータを基にして図形を表データに転換すること等ができる。

(3) 原告は，平成18年4月1日，被告との間で，大要，次の内容の業務委託契約（以下「本件委託契約」という。）を締結した。

ア 業務委託（1条）

(ア) 被告は，被告の商品「QPR Process Guide」（以下「QPR本体」という。）の販売促進のための「日本版SOX法対応テンプレート」（以下「本件テンプレート」という。）モデルを作成することを目的として，原告に対し，QPR本体の販売促進用テンプレート制作に関するコンサルティング業務（以下「本件業務」という。）を委託する。（1項，2項）

(イ) 本件業務は，次の業務から構成される。（3項）

- a テンプレートモデル作成のための企業モデルの概念の提供
- b テンプレートモデル作成のための①販売（受注～回収），②購買（発注～支払），③在庫（受入・払出，実地棚卸，仕掛品計上），④会計（現金出納，決算）の各テンプレート資料の提供
- c テンプレートモデル作成のためのRCM（リスク・コントロール・マ

トリクス) サンプル資料の提供

d テンプレートモデル完成のための内容確認, 検査の支援

e テンプレートモデルを利用した内部統制整備の手順書作成のための資料の提供

#### イ 報酬及び費用 (2条)

(ア) 本件業務の対価は, 231万円とする。(1項)

(イ) 被告は, 本件テンプレートを直接販売した場合は実売価格の50%, 販売パートナーを通じ間接的に販売した場合は同パートナーへの卸価格の50%をロイヤリティとして原告に支払う。(2項)

(ウ) 被告は, 本件テンプレートの販売実績を毎月末締切りにて原告に報告し, 原告は, 被告の報告に基づき被告に請求書を交付する。(3項)

(エ) 被告は, 原告の請求に基づき, 被告から請求書の交付を受けた翌月末日までに, 原告の指定する銀行口座に振り込んで支払をする。(4項)

#### ウ 著作権 (7条)

本件業務を遂行するに当たり, 原告又は被告が, 単独で新規に報告書, プログラムその他の資料(以下「新規著作物」という。)を作成した場合, その著作権及び著作者人格権は, それぞれ単独に帰属するものとし, 共同で作成した場合は, 共同又は共有の著作物として, 原被告双方に帰属するものとする。(1項)

(甲3)

(4) 原告は, 平成18年7月1日, 被告との間で, 大要, 次の内容の販売インセンティブ基本契約(以下「本件インセンティブ契約」という。)を締結した。

#### ア 定義 (1条)

(ア) 本件インセンティブ契約の対象となる製品は, 本件テンプレートを同梱した被告の下記製品(以下「QPR製品」という。)とする。(1項)

#### 記

① QPR本体

② 「QPR Score Card」(以下「スコアカード」という。)

(イ) インセンティブは前記(3)イ(イ)のロイヤリティに加算的に支払わせる性質のものである。(2項)

#### イ インセンティブ (2条)

(ア) 被告は, 本件インセンティブ契約の対象となる製品について, 被告の顧客及び被告の販売パートナーから得た売上げ(在庫としてパートナーから受注した売上げを含む。)のうち, QPR製品本体の実売価格の5%に相当する金額をインセンティブとして原告に支払う。(1項)

(イ) パッケージ化され複数の製品が一体となって供給される製品に係る売上げについては, 当該パッケージを構成する各製品の定価を積算し, 実販売額との割合に応じて按分計算を行い, インセンティブ対象となる被告の売上げを算出する。(2項)

(ウ) 製品の出荷後、1年間を経過した後に被告が被告の顧客及び被告の販売パートナーを通じたエンドユーザーから得た追加ライセンスに係る売上げは、インセンティブの対象範囲から除外する。(3項)

(エ) (ウ)において、被告がその顧客に対してレンタル契約により製品を提供した場合は、その顧客との間において初回に締結したレンタル契約期間をインセンティブ計算の対象期間とする。(4項)

#### ウ インセンティブの計算及び支払(3条)

(ア) 被告は、被告の事業年度の四半期単位(6月、9月、12月及び3月各締切り)で当該四半期に被告が獲得したQPR製品の売上げに基づき、原告に支払うインセンティブを計算し、原告に通知する。原告は、被告の通知に基づき、被告に対し、翌月15日までに請求書を発行する。(1項)

(イ) 被告は、各締切りの翌月末日までに、原告の指定する銀行口座にインセンティブを振り込んで支払う。(2項)

(5) 原告は、本件委託契約に基づき、QPR本体をいわゆる日本版SOX法(金融商品取引法24条の4の4等)に適応させるため、「標準テンプレートおよび文書化モデルサンプル」と題する書面(甲1。以下「本件書面」という。本判決末尾に添付する。)を作成し、被告は、平成18年夏頃、これに基づき、QPR本体に本件テンプレートを同梱したソフト「QPR J-SOX」(以下、この名称で販売されるソフトを「被告製品」という。)を完成させ、その販売を開始した。

(甲1, 7, 8の1ないし4)

原告は、被告に対し、平成22年9月13日付け書面により、未払のロイヤリティ及びインセンティブの支払を求めたが、被告は、原告に対し、同年10月20日付け回答書により、未払金はない旨を回答した。

また、原告は、被告に対し、平成24年2月27日付け書面(同月28日到達)により、平成24年1月までの販売分について、少なくとも3953万9293円のロイヤリティ及び2796万0365円のインセンティブの未払があるとして、その支払と本件テンプレートの販売実績の報告を求めたが、被告は、原告に対し、平成24年3月16日付け再回答書により、上記回答書で回答したとおり未払金はない旨を回答するとともに、根拠のない請求をしたことや原告が被告に対する別件訴訟を提起したことは、原被告間の信頼関係を破壊する行為であるとして、本件委託契約を解除する旨の意思表示をした。

(甲5の1及び2, 乙22)

**2** 原告の請求は、被告が被告製品を販売しながら、本件委託契約に基づく本件テンプレートの販売実績の報告及び本件インセンティブ契約に基づくQPR製品のインセンティブの通知をしなかったとして、(1)著作権(複製権ないしは翻案権)に基づき、被告製品の販売、頒布、広告及び展示の差止めを求めるとともに、(2)著作権侵害による実施料相当額の損害4500万円又は本件委託契約の債務不履行による未払のロイヤリティ相当額の損害3645万257

8円、これが認められないときは同額の利得及び本件インセンティブ契約の債務不履行による未払のインセンティブ相当額の損害2641万0399円、これが認められないときは同額の利得の合計7141万0399円又は6286万2977円のうち1000万円（前者と後者との金額の比率は4500万対2641万0399である。）並びにこれに対する不法行為の後であり、支払催告の後である平成24年3月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるものである。

## 【判 断】

### 1 争点1（本件テンプレートがデータベースの著作物であるか否か）について

証拠（甲1, 2, 6, 7, 9）及び弁論の全趣旨を総合すると、本件テンプレートは、販売、購買、在庫、会計及び現金出納の5つの主要プロセスについて、サブプロセスを含めると82の標準的な業務フローが登録されており、各プロセスには関連する勘定科目が定義され、364個の標準的、典型的なリスクがアサーションの定義とともに登録されていて、被告製品を購入したユーザーがこれをサンプルテンプレートとして利用することで必要な情報をデータベースに随時登録し、プロセス記述書、RCM等として引き出すことにより、内部統制に関する情報を容易に利用することが可能となるものであると認められる。しかしながら、本件テンプレートの実体や存在形式は判然としないし、具体的にどのような情報がいかなる体系で構成されているのかについては、本件全証拠によってもその詳細が判然としないから、仮に本件テンプレートがデータベースに該当するものであるとしても、その情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものであるとは認め難い。

したがって、本件テンプレートがデータベースの著作物であると認めることはできないから、これを前提とした原告の請求は理由がない。

### 2 争点2（被告が本件書面に係る原告の著作権を侵害したか否か）について

以下のとおり、被告が本件書面に係る原告の著作権（複製権ないし翻案権）を侵害したとは認められず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

#### (1) 本件対照表記載1

##### ア ①について

証拠（甲1, 6）を対比しても、本件書面と本件パンフレット1に掲載された被告製品の画面の表示（以下「被告画面表示」という。）のどの部分が一致するのかが確認することができないから、原告の著作権を侵害したとは認められない。なお、仮に本件対照表の①の「内容」欄のとおり共通する部分があるのだとしても、後記イと同様の理由により、共通する部分が創作性のある表現であるとは認められない。

##### イ ②について

証拠（甲1, 6）によれば、本件書面と本件パンフレット1に掲載された被告画面表示のいずれにもフローチャートが記載され、円柱や長方形等の図

形に囲まれた「発注納品データ」，「支払予定データ」，「P-1 請求照合処理」，「P-2 支払予定処理」，「P-3 相殺処理」，「P-4 支払留保処理」等の記載やこれらが矢印でつながれて業務フローを表している点などが共通することが認められるが，これらの図形はそもそもPQR本体に設定されているものであるし（甲9），記載された文字は単なる業務処理の名称にありふれた符号を付したものであり，業務フローは標準的な業務の流れを示すものに過ぎないから，共通する部分が創作性のある表現であるとは認められない。

## (2) 本件対照表記載2

### ア ①について

証拠（甲1，7）によれば，本件書面と本件パンフレット2に掲載された被告画面表示のいずれにもフローチャートが記載され，「発注納品データ」，「支払予定データ」，長方形等の図形に囲まれた「P-1 請求照合処理」，「P-2 支払予定処理」，「P-3 相殺処理」，「P-4 支払留保処理」等の記載やこれらが矢印でつながれて業務フローを表している点などが認められるが，前記(1)イと同様の理由により，共通することが認められるが，前記(1)イと同様の理由により，共通する部分が創作性のある表現であるとは認められない。

### イ ②について

証拠（甲1，7）によれば，本件書面と本件パンフレット2に掲載された被告画面表示のいずれにも「P-5 支払仮確定処理」との記載があることが認められるが，これは単なる業務処理の名称にありふれた符号を付したものに過ぎないから，創作性のある表現であるとは認められない。

### ウ ③ないし⑦について

証拠（甲1，7）を対比しても，本件書面にある「請求照合処理の担当者はID・パスワードで制限されている」，「マスタ登録されていない業者，商品は登録できない」，「検収済み発注データは，発注No. で呼び出し請求登録できるが，発注データそのものは修正できない」，「プルーフリストを出力し，入力内容を確認する」，「請求照合済みの発注データに対して請求照合処理は二重に実施できない」との記載と同一の内容が，本件パンフレット2に掲載された画面表示に記載されていることは確認できない。なお，仮に両者に共通する部分があるとしても，本件書面における上記の各記載は，それぞれ独立した短文で構成され，そこに記載された内容を表現するものとしてありふれたものであるから，共通する部分が創作性のある表現であるとは認められない。

## 3 争点3（被告にロイヤリティ及びインセンティブの未払があるか否か）について

### (1) ロイヤリティについて

被告が平成20年4月以降に本件テンプレートを同梱した被告製品を販売し

たとか、被告が原告に報告していない被告製品の販売分があることを認めるに足りる証拠はない。

原告は、被告が内部統制に係るセミナーを継続的に開催したこと、被告製品や被告のセミナーがインターネットのニュースで紹介されたこと、SSJやキヤノンのウェブページで被告製品が販売されていることからして、被告が現在まで継続的に被告製品の販売をしていることは明らかであると主張する。確かに、証拠（甲13の1ないし4、14、15）によれば、原告が主張する事実があることが認められるが、これらは、被告が同月以降も被告製品の販売活動（宣伝広告）をしていたことの根拠となることはあっても、被告が実際に顧客に被告製品の販売をすることができたことまでの根拠となるものではない。そして、本件テンプレートを同梱した被告製品の定価が500万円と高額であること（甲10、11）、金融商品取引法24条の4の4等は平成20年4月1日以降に開始する事業年度から適用されるものであって、各企業はそれより前にこれに対応する準備を進める必要があったことからすれば、同日以降に本件テンプレートを同梱した被告製品の需要がなくなったとの被告の主張が不自然、不合理であるとまでは断じ難い。

また、原告は、本件パンフレット2には、平成20年11月における被告製品の国内導入実績が60社以上であると記載され、本件パンフレット1には、導入企業に原告が報告を受けていない日本ユピカが挙げられ、実績が100社以上であると記載されていることからして、被告が原告に報告していない被告製品の販売実績があることも明らかであると主張する。確かに、証拠（甲6、7）によれば、原告が主張する記載があることが認められるが、証拠（甲10、11、乙6の1、15の1）及び弁論の全趣旨によれば、本件パンフレット1に記載された導入企業中、日本ユピカは、三菱ガス化学のグループ会社であって、同社のサーバーにアクセスして被告製品を使用しているところ、被告が同社に被告製品や追加のライセンスを販売して原告にもその旨を報告しているものであり、その余の企業は、全て被告が原告に販売の事実を報告していることが認められる。そして、証拠（甲9）に照らすと、本件パンフレット1に記載された100社というのは、実際には、QPRの関連商品全体についての導入企業の数であると窺われるところである。

そうすると、原告の主張は、いずれも採用することができないというべきである。

## (2) インセンティブについて

ア 被告のTKCへの本件テンプレートの販売分について

前記前提事実(4)によれば、被告が原告に対してインセンティブを支払うべき対象製品は、本件テンプレートを同梱した被告製品（パッケージ化されたものを含む。）と本件テンプレートに係る追加ライセンスであると認められる。

ところで、証拠（甲10ないし12、乙7の1ないし3）及び弁論の全趣

旨によれば、被告は、被告製品の販売を開始して以降、通常は、本件テンプレートを同梱した被告製品として、QPR本体（プロセスガイド）3個、スコアカード1個及びウェブ用ライセンス5件から構成される基本パッケージを販売し、ライセンスの追加を希望する顧客に対しては、更に追加ライセンスを販売していたところ、TKCに対しては、平成16年頃にQPR本体を販売していたため、平成19年3月に本件テンプレートを80万円で販売して原告にロイヤリティとして40万円を支払ったことが認められるが、本件テンプレート自体がインセンティブを支払うべき対象製品に当たるとは直ちに認め難いし、仮に本件テンプレートの販売を追加ライセンスの販売と同視すべきものと解するとしても、被告は、TKCに対し、QPR本体の出荷後1年以上経過した後本件テンプレートを販売したのであるから、この売上分は、本件インセンティブ契約2条3項により、インセンティブの対象範囲から除外されるものである。

イ 平成19年4月から平成20年3月までの販売分について

証拠（乙4）によれば、原告と被告は、平成19年頃、本件インセンティブ契約について、前記基本パッケージの販売分についてはインセンティブ支払の対象とせず、追加ライセンスを付与する場合にのみその対象とすることに変更する旨の合意をしたことが認められる。原告は、上記合意には、「内部統制サンプリングツール」の事業化がされ、これによる収益でインセンティブの減額が填補されるという条件が付されていたと主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。

そして、証拠（甲11、乙11の1ないし3、15の1ないし3、18の1ないし3、20の1ないし3、21の1ないし3）によれば、被告は、原告に対し、平成19年4月から平成20年3月までの間の追加ライセンスに係る売上げやインセンティブの額等を通知し、原告は、これを受けて請求書を発行し、被告は、平成20年5月までに対応する金員を全て支払っていることが認められ、他に上記期間中に被告が原告に通知していない追加ライセンスの販売分があると認めるに足りる証拠はない。

ウ 平成20年4月以降の販売分について

被告が同月以降に本件テンプレートを同梱した被告製品を販売したと認めることができないことは、前記(1)で説示したとおりであり、被告が同月以降に追加ライセンスの販売をしたと認めるに足りる証拠もない。

4 以上によれば、原告の請求は、全て理由がない。

よって、原告の請求をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

## 【論 説】

1. 公認会計士である原告は、企業の内部統制の構築や監査を中心とした会計コンサルティング業務を行っているところ、ソフトの制作、販売等を営む会社の被告は、フィンランドのQPR社から、経営可視化支援ソフト「QPR」の販売権

や日本語版の制作販売権等を取得しそのソフトやソフト用のテンプレートの販売等をしている。

そこで、原告は被告との間で、本件委託業務の契約を平成18年4月1日に締結した。この契約書第7条の著作権の項では、「本件業務を遂行するに当たり、原告又は被告が、単独で新規に報告書、プログラムその他の資料（新規著作物）を作成した場合、その著作権及び著作者人格権は、それぞれ単独に帰属するものとし、共同で作成した場合は、共同又は共有の著作物として双方に帰属するものとする。」と規定した。

ところが、被告が被告製品を販売しながら、本件委託契約に基づく本件テンプレートの販売実績の報告や本件インセンティブ契約に基づくQPR製品のインセンティブの通知をしなかったとして、原告は(1)著作権に基づく差止請求と、(2)著作権侵害による実施料相当額の損害賠償請求等をしたのである。

2. これに対し裁判所は、第1の争点の本件テンプレートがデータベースの著作物であるか否かについて、本件テンプレートの実体や存在形式は判然としないし、具体的にどのような情報がいかなる体系で構成されているかについては、全証拠によっても判然としないことを理由に、創作性を有するものであるとは認められないから、本件テンプレートがデータベースの著作物であると認めることはできないとして、原告の請求は理由がないと判断した。

第2の争点の被告は本件書面に係る原告の著作権を侵害したか否かについて裁判所は、本件対象表の記載1と同記載2についてはいずれも、証拠を対比しても、被告製品の画面の表示のどの部分が一致するかを確認できないことを理由に、原告の著作権を侵害したとは認められないし、共通する部分が創作性のある表現とは認められないと判断したのである。

第3の争点の被告にロイヤリティ及びインセンティブの未払いがあるか否かについて、裁判所は、被告が原告に報告していない販売分があるとは認めるに足る証拠はないとか、本件テンプレートを同梱した被告製品の需要がなくなったとの被告の主張が不自然、不合理とあるとまでは断じ難いとか、と判断した。また、インセンティブについては、その対象範囲から除外されていたり、証拠によれば被告は所定期限までに対応する金員をすべて支払っていることが認められると認定した。

以上の認定判断から、原告の請求にはすべて理由がないとして、いずれも請求棄却の判決をしたのである。

3. この事例を判決文から読む限り、そもそも原告が主張する本件テンプレートなるものは著作物であり、著作権が発生していたものなのか不明である。しかし、裁判所にあっては、その著作物性などについてはあえて検討することなく、当事者間の契約書の条項に基づいて、発生していることを前提に判断しているのである。

[牛木 理一]

別紙 対照表

1 「内部統制支援ソリューションQPRJ-SOX&TAMICのご紹介」  
(甲6)の同一箇所 注) カッコ内の数字はパワーポイントのページ数

①	同一箇所	甲1のP. 10	甲6のP. 7 (14)
	内容	フローチャートの流れ、図形の形状、及び「請求書」「メニュー検索」「請求データ入力」「請求データ取込」等のタイトルが一致している。	
②	同一箇所	甲1のP. 8	甲6のP. 8 (15)
	内容	フローチャートの流れ、図形の形状、「発注納品データ」「支払予定データ」「請求照合処理」「支払予定処理」「相殺処理」「支払留保処理」等のタイトル、及び「P-1」から「P-4」までのナンバリングも一致している。	

2 「日本版SOX法対応ソリューションQPRJ-SOX」パンフレット  
(甲7)の同一箇所

①	同一箇所	甲1のP. 8	甲7の裏面最上段画像
	内容	フローチャートの流れ、図形の形状、「発注納品データ」「支払予定データ」「請求照合処理」「支払予定処理」「相殺処理」「支払留保処理」等のタイトル、及び「P-1」から「P-4」までのナンバリングも一致している	
②	同一箇所	甲1のP. 9	甲7の裏面最上段画像
	内容	「支払仮確定処理」のナンバリングが「P-5」であることが一致している。	

甲1のP. 15と甲7の裏面最下段画像について、甲1の「コントロール」欄各段記載のコメントと甲7の「説明」欄各段記載のコメントが以下のとおり完全に一致している。(原本でなければ判読困難)

③	同一箇所	1段目	2段目
	内容	「請求照合処理の担当者はID・パスワードで制限されている」	
④	同一箇所	2段目	4段目
	内容	「マスタ登録されていない業者、商品は登録できない」	

⑤	同一箇所	5 段目	6 段目
	内容	「納品検収済み発注データは、発注N o. で呼び出し請求登録できるが、発狂データそのものは修正できない」	
⑥	同一箇所	7 段目	1 1 段目
	内容	「プルーフリストを出力し入力内容を確認する」	
⑦	同一箇所	1 3 段目	1 6 段目
	内容	「請求照合済みの発注データに対して請求照合処理は二重に実施できない」	